

桶川市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和5年3月30日

桶川市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、桶川市犯罪被害者等支援条例（令和5年桶川市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害で、医師の診断により当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であった者であって、3日以上病院に入院することを要したものに限る。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上の労務に服することができない者その他市長が認める者に限る。以下同じ。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の額)

第3条 条例第8条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 死亡した犯罪被害者の遺族に対する見舞金（以下「遺族見舞金」という。） 30万円

(2) 傷害を受けた犯罪被害者に対する見舞金（以下「傷害見舞金」という。） 10万円

(遺族見舞金の支給対象)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していた犯罪被害者の死亡時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年桶川市告示第14号）第2条第2号に規定する宣誓をいう。以下同じ。）を行った者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（傷害見舞金の支給対象）

第5条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から第9条の規定による申請を行う時までの間、引き続き市内に住所を有している犯罪被害者（同条の規定による申請を行う時において、市内に住所を有していない者であつて市長が認めるものを含む。）とする。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と当該犯罪行為の加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ宣誓を行った者を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}幫助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 集団的又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、第3条第1号に規定する遺族見舞金の額から、支給を受けた当該傷害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項前段の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者の住民票の写し
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ宣誓を行った者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（第2号において「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書

(2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第10条 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第3号）又は見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第12条 前条第2項の規定により見舞金の支給決定の通知を受けた者（次条第1項及び第14条第1項において「受給者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第6条に規定する見舞金の支給の制限に該当するため、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(報告等)

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等及び医療機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

犯罪被害者との続柄（ ）

桶川市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	桶川市
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無
取扱警察署		都・道・府・県 警察署
他の第1順位の遺族	氏 名（フリガナ）	犯罪被害者との続柄 住 所
	（ ）	
	（ ）	
	（ ）	

備 考	
<p>【同意確認事項】</p> <p>(1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、桶川市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p>(2) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき、又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>	

※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」及び「加害者と第1順位遺族との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄を御記入ください。

【添付書類】

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 4 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ宣誓を行った者であるときは、その事実を認めることができる書類
- 5 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 6 申請者が桶川市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 7 その他 ()

様式第2号（第9条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

桶川市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	桶川市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）	有（ ） ・ 無	
負傷又は疾病の状態	別添診断書のとおり	
取扱警察署	都道府県 警察署	
備考		
【同意確認事項】 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、桶川市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。 年 月 日 氏名		

※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄を御記入ください。

【添付書類】

- 1 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 その他（ ）

様式第3号（第11条関係）

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

（遺族見舞金・傷害見舞金）の額 金 円

様式第4号（第11条関係）

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桶川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桶川市を被告として（訴訟において桶川市を代表する者は桶川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第12条関係）

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書

年 月 日

桶川市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

桶川市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額		円
見舞金（遺族見舞金・ 傷害見舞金）支給決定 通知書の番号等		年 月 日付け 第 号
見 舞 金 の 振 込 先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	

※ 「請求金額」の欄には、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第3号）の見舞金の額を御記入ください。

様式第6号（第13条関係）

見舞金支給決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

桶川市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

（また、既に支給した見舞金 円について、
年 月 日までに返還してください。）

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桶川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桶川市を被告として（訴訟において桶川市を代表する者は桶川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります